「第６次大阪府障がい者計画」の構成等について（事務局案）

資料2-2

▼基本構成について

　→基本構成は第５次計画を大筋で継承。

・基本原則、最重点施策、共通場面「地域を育む」、６つの生活場面など。

　▼計画期間について

　　→障がい福祉計画・障がい児福祉計画は３年ごとの策定であることを踏まえ、第５次計画から計画期間を６年間とした。引き続き、計画期間は６年間とする。

（参考）国の障害者計画：５年　大阪府地域福祉計画：６年

　▼障がい者の生活ニーズ実態調査について

　　→令和７年度夏に実施する。

　　→調査結果を踏まえ、令和８年度の障がい者施策推進協議会で議論するため、今年度中に集計・分析まで実施する。

　　＜計画の構成＞

